商品名等

(電気用品名等)

個室ブース

1 当該商品等の概要

○用途、機能、性能

オフィスや駅、空港、商業施設等に設置し、Web 会議や集中作業等を行うスペースとして利用するための、一般的に壁及び天井で囲われた主に可動可能(必ずしも建築物の一部として床や壁等に堅固に固定されていない)なブースであって、当該ブース内にはLED 照明、換気扇、コンセント付の作業テーブル等を備えている。商品によっては、上記の他、「直流電源装置」、「テレビジョン受信機」、「電気冷房機」等が附属される場合もある。

○構造、仕様、意匠

ブース本体は、主として天井パネル、壁パネル、開きドア及び作業テーブル、電源電線等で構成されており、LED 照明 (ダウンライト)、換気扇、電源コンセント等が附属している。

寸法: W:1260×D:1260×H:2100 (mm)

○主な使用者、販売先

一般企業、一般家屋の他駅や空港、商業施設等を利用する一般消費者

2 対象・非対象の解釈

特定電気用品以外の電気用品中、交流用電気機械器具の「その他の電気機械器具付家具」で対象として取り扱う。

(理由)

個室ブースは日本標準商品分類の中分類83に掲げる「8399その他の家具」に相当すると判断し、家具に換気扇、LED照明等を附帯したものとして捉えるのが妥当。

なお、1. 商品の概要等は、当該商品の一例であって、本商品に類似する「天井がない製品、開きドアがない製品、天井はあるが製品自体に床がない製品等」は同様に電気用品安全法の対象として取り扱う。